

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(この条例の目的及び効力)</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p>2 幼稚園教育職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員（区立幼稚園の園長並びに副園長、教諭及び養護教諭に限る。）をいう。）の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第4条及び第5条に規定する週休日をいう。第21条第1項において同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第16条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>・ 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p>2 幼稚園教育職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員（区立幼稚園の園長並びに副園長、<u>教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務する者及び法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）</u>をいう。）の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第4条及び第5条に規定する週休日をいう。<u>第16条第5項及び第21条第1項において同じ。</u>）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第16条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 正規の勤務時間を超えてした勤務（<u>週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て墨田区規則で定めるものを除く。</u>以下この項において同じ。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>・ 〔略〕</p>

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。